

土入川小型船舶等係留施設船舶撮影要領



令和 8 年 5 月改訂版
和歌山県海草振興局建設部
管理保全第二課

船舶の写真撮影について

土入川小型船舶等係留施設における使用区画は、船検証に記載の船舶長ではなく、**船外機等の付属品を含めた船首から船尾までの長さで決定します。**

抽選により使用権を得た後で、県職員により実測長による測定を実施した際、適正区画での応募でないことが判明した場合、施設使用権は取消しとなります。

上記のことから、事前の写真撮影により、所有する船舶の実測長を把握の上、適切な区画へ応募していただくために、申込には船舶長の写真の添付を必須としています。

1 用意するもの

巻き尺

※コンベックス等の素材が硬いものでは適切な実測長を図るのは難しいため、紙又はテープ等のものを使用してください。

2 注意事項

- (1) 1名での船の上での測定・撮影は危険です。必ず2名以上で測定・撮影してください。
- (2) 抽選会で使用権を得た後、県職員が船舶の測定を行いますので正確に測定してください。
- (3) 巻き尺の貸出は行っていません。
- (4) 船外機はチルドアップした状態で測定・撮影してください。**



3 申込書に記入する全長・全幅の測定方法について

下記に図示しているとおり、撮影してください。

別添図

申込書に記入する全長・全幅の測定方法について

全長・全幅は、最前部から最後部までの艀装品を含んだ実際の長さとなります。
1フィート=0.3048m

全長

- 船首の先端から、船尾の先端(エンジンがある場合はその先端)までを測定してください。
- エンジンをチルトアップした状態で測定してください。
- 船首・船尾に装着している艀装品等(取り外しができるもの、タイヤ等も含む)の長さも含めてください。
- スパンカーを装着している場合は、必ず折りたたんだ状態で測定してください。
折りたためないスパンカーを装着している場合は、スパンカーを含めた長さを測定してください。

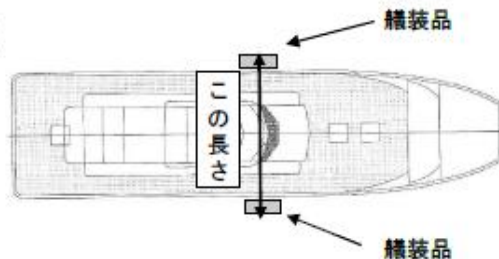
(例)



全幅

- 幅は船体の一番長い部分を測定してください。
- 船首・船尾に装着している艀装品等(取り外しができるもの、タイヤ等も含む)の長さも含めてください。

(例)



※ 折りたたむことができるスパンカーを装着している船舶は、必ずスパンカーをたたんで係留してください。また、エンジンもチルトアップした状態で係留してください。

※ 船舶検査証書と船舶検査手帳の長さは船の長さではございません。必ず実際に測定して下さい。

4 電子申請システムによるアップロードデータ見本

【全体写真】

測定時の様子が分かる全体写真にしてください。



【アップ写真】

船舶の先端と巻き尺の位置がよく分かる写真にしてください。



5 写真による解説

- 船舶を横から見たときの実測長



- 船首の計測位置



○ 船尾の計測位置

※船外機エンジンやスパンカー等、船尾から一番張り出している部分に巻き尺の0を合わせてください。



○ 計測方法

下記の船舶のように、船の中心線で測定できない場合は、位置をずらして測定してください。

